



# 潜入レポート!

シリーズ11

中小企業の駆け込み寺

## 鹿児島県中小企業活性化協議会

にお話を伺いました!



鹿児島県中小企業活性化協議会(以下、「活性化協議会」という。)は、2003年2月に中小企業再生支援協議会として発足し、2022年4月には、経営改善支援センターと統合して、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する現在の活性化協議会に再編されました。

同年9月には、九州経済産業局、活性化協議会及び当協会の3者間で連携協定を締結し、3者間での情報交換はもとより、連携の強化を図っています。

今回は、統括責任者の坂之上忍様に活性化協議会の取組内容等について、お話を伺いました。



後列左から 稲森様、別府様、中尾様、的場様、久保田様、山下様  
前列左から 内野様、松元様、坂之上様、帖佐様、瀧山様 (令和6年3月上旬撮影)

統括責任者 **坂之上 忍** 様

(さかのうえ しのぶ)

統括責任者補佐

**松元 敏孝** 様

(まつもと としたか)

**中尾 研志** 様

(なかお けんし)

**帖佐 忍** 様

(ちよさ しのぶ)

**稲森 勝也** 様

(いなもり かつや)

**的場 広行** 様

(まとば ひろゆき)

**久保田 満** 様

(くぼた みつる)

**別府 健志** 様(トレーニー)

(べつぷ たけし)

### Q 事業内容について教えてください。



活性化協議会は、国が各県に設置した「公的機関」です。当県では国からの委託を受け、鹿児島商工会議所内に設置されました。

収益力改善、事業再生、廃業・再チャレンジ支援、保証債務整理支援、経営改善計画策定支援まで、中小企業の課題に幅広く対応し、「公平・公正・中立」の立場で中小企業の経営再建に向けた取組を支援しています。

### Q どのような支援を受けられますか？



事業再生支援部門では、「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」の3つのフェーズで支援します。

#### ①収益力改善

収益力低下・借入増加のおそれのある中小企業を対象に、収益力改善支援(収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画)の作成支援とモニタリングを実施します。

#### ②プレ再生支援・再生支援

収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生計画の策定支援や活性化協議会が金融機関等の債権者の間に立って、計画案の合意形成に向けたサポートを実施します。

#### ③再チャレンジ支援

収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、保証債務に悩む経営者等を対象に、円滑な廃業・経営者等の

再スタートに向け、経営者保証ガイドライン等に基づく保証債務の整理等をサポートします。

経営改善計画策定支援部門では、税理士・公認会計士・中小企業診断士等の民間プレイヤーを活用した以下の支援を行います。

- ①収益力改善フェーズでの早期経営改善計画策定支援事業(通称:ポスコロ事業)
- ②再生支援フェーズでの経営改善計画策定支援事業(通称:405事業)

なお、両部門での計画等の策定にあたる費用の一部については、補助金を活用することができます。



#### お問い合わせ

#### 鹿児島県中小企業活性化協議会

〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階

☎ 099-805-0268 FAX 099-225-9510

## Q どのような事例が多いのでしょうか？



コロナ禍では、緊急的な資金繰り支援として、リスク対応(止血措置)に関する相談が大部分を占めていました。

現在では、リスク対応だけでなく、「収益力を高めて、通常返済を可能とするにはどうしたらいいの？」という視点を盛り込んだ計画策定に軸足が移っています。

また、最近の企業の再生手法として、債権放棄を伴う支援相談も増加傾向にあります。自主再建型よりスポンサー型が多くなっています。

この手法では、経営者が変わっても事業を活かせば雇用を守ることができることや、経営者も保証債務の整理により(華美でない)自宅やいくらかの資金を手元に残すことができるため、廃業後の生活を救うことができます。

## Q 今後の取組などについて教えてください。



平時に早期の経営改善支援を行っていくことが大切だと思っています。

経営者は責任感が強い方が多く、有事になってから相談にこられるケースが多いですが、資金繰りが続かないと計画策定も困難になるため、資金繰りに余裕があるうちに、経営改善支援等に着手したいと考えています。

資金繰りは「社長の頭の中にある」という相談先が多いですが、実際に資金繰り表を作成し、具現化することで経営者に気づきを与えることができると思っています。そのためには社長と会って話をすることが大事です。

また、決算内容を一番理解している顧問税理士や取引金融機関等に対しても、研修等の機会に早期に経営改善に着手する重要性を伝えていきたいと考えています。

「事業を守って雇用を守っていく」ために、予兆管理に力を入れていきたいと思っています。

※ 中小企業活性化協議会については、中小企業庁作成のリーフレットもご参照ください。

### 中小企業経営者の皆様。利益を上げる、借入金を返す、その第一歩を。

- 1 売上げが増大せず、経営の先行きに不安を感じている
- 2 コロナ期の融資を始め、借入金の返済の目途が立たず困っている
- 3 経営状況が悪く、廃業も検討しているが、廃業の仕方がわからない

このような悩みをお持ちの方

## 中小企業活性化協議会

の利用をご検討ください

中小企業活性化協議会は中小企業のあらゆるフェーズを支援する「中小企業の駆け込み寺」です

制度詳細は裏面をご確認ください！

### 中小企業活性化協議会とは

協議会は、国が47都道府県に設置した、中小企業の活性化を幅広く支援する「公的機関」です。全国の商工会議所などによって運営されており、金融機関・専門家・各種支援機関と連携しながら、「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」の3つのフェーズで、中小企業を支援しています。

相談いただいた企業の課題や長所などを分析し、経営者とともに今後数年間を見据えた再生計画を策定することで、返済額をキャッシュフローに合わせるリスケジュール・債務減免を受けられた事例もあるので、まずはHPから支援策や支援例をご確認ください！

### 支援策と支援対象

- 1 **収益力改善支援**  
ガバナンスの体制整備支援も!!  
収益力低下や資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業者が対象です。収益力改善計画(収益力改善アクションプラン)簡易版収支・資金繰り計画)の作成を支援します。必要に応じ、持続的・安定的な事業継続や前向き投資の実現に向けたガバナンス体制の整備を支援します。
- 2 **再生支援・プレ再生支援**  
収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業者が対象です。中小企業活性化協議会が、金融機関から返済猶予や債務減免等の支援を受けなければ事業再生が困難という状況にある中小企業の事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施します。
- 3 **再チャレンジ支援**  
事業継続が困難な中小企業、保証債務に悩む経営者等が対象です。協議会に所属する弁護士等の専門家が、ご相談者の現状を分析して、円滑な廃業や保証債務の整理などについて、説明や助言を行います。また、必要に応じて、外部の詳しい弁護士を紹介し、弁護士にも助言します。

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジは、早期の相談が重要です。

### 「相談で、企業は強くなる」

まずは、最寄りの中小企業活性化協議会までお問い合わせください。

詳細な制度概要はこちら

中小企業活性化協議会 (中小企業庁ホームページ)